

第23回
旧町時代における
未処理金調査特別委員会

令和2年7月1日

葛城市議会

開 会 午後4時20分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより旧町時代における未処理金調査特別委員会を開会いたします。

本日、午後1時半から協議会を開催させていただきました。この百条委員会が早く解決するようにということで、いろんな議論をしていただいたところでございます。そこで決定いたしましたこと、そこで話し合いをしていただきましたことをこの委員会で決定をさせていただきたいと思っておりますので、十分な議論をしていただきますようお願いいたします。また、お金の問題、国のほうでもいろいろ言われてるところでございますので、市民の関心も高かろうと思っております。早く解決を望むという市民の声にお応えできるよう併せてお願い申し上げます。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたします。マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末など情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議の進行に際して密閉空間にならないよう出入口と窓を開放しておりますので、ご了承お願いいたします。

委員外議員をご紹介いたします。増田議員です。松林議員です。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件（1）証人喚問等についてを議題といたします。

先ほど開催した協議会で、関係者のうち今後どなたを呼び、お話を伺うのかということについてご協議をいただいております。その結果、吉村優子議員、平成27年当時の新村区長、小走坦氏、同じく会計担当であった小走俊雄氏の3名を証人として出頭願ってはどうかということをごございましたので、このことについてお諮りいたします。

吉村優子議員、小走坦氏、小走俊雄氏の3名を証人として出頭をお願いすることにご異議ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 今回の証人として呼ぶ人について協議してまいったわけでありまして、そもそもなぜこの方たちを呼ぶかということではありますが、まず最初に新村区長及び会計当時の担当の方について呼ぶことにあたりましては、未処理金が忍海農協に預けられていた、そのときに新村区長名義でこれが預けられ、そして出金もされるということで、その出金の状況について調査しようというものであろうと思っております。その際、既に未処理金について一番よく知り、また管理を実質的にされていた人物は、複数によってこの出金を行ったという証言を行っておりますけれども、これについては金融機関に事務局のほうでお調べしていただいたら、実際に金融機関において新村区長名義で入金された。口座開設されたことの出金においては、本人確認をちゃんと行っているというふうな調査の結果も出ております。その上で、今回この当該の当時の新村区長及び会計担当が出金に携わったのかどうかということを確認するというのが主な内容であろうかと思っておりますけれども、私自身はその必要はもうないと考えております。その理由は、既に金融機関において調査もかけ、また一方の当事者は複数とは言

っておりますけれども、ここで新たにこの方々に証言を得たとしても、それで大きく事情が変わるわけではございません。つまり出金したことは明らかであり、その出金されたことが何に使われたかは既に明らかになっているわけですから、こうしたことまで調査に及んでいくと、これがこの間の百条調査委員会ではなかなか結論が出ずに調査がずっと長引いてきた、その大きな原因であると私は考えております。未処理金がどうして発生したか、どう管理されて、どこに出金されたか、おおよそのことは大体分かってきているわけでありますから、あまり事細かい枝葉のところまで細に入り徹に入り、とりわけ一般の市民の方を証人尋問に招いて宣誓までしていただいて、どれだけのものが出るかということの判断を委員会とするならば、今回のことについては大きな流れからはあえてこの方々を呼ぶ必要はないと私は考えております。どういう証言が出たとしても、調査内容については大きな変更はないものと考えております。

もう1人の吉村議員につきましては、この未処理金の中から出金されたものの中に脇田交差点の工事に絡む民衆の紛争について、その解決にこの未処理金からお金が出ていると。これは出ていることも確かめられてますし、出したご本人も出してるということを認めておられるわけであります。その際に、それ以外の議員の方がこの未処理金から民衆の紛争について出ることを知っておられたのかということが、ほかの方からお名前が出ましたので、そういうことから今回この吉村議員を呼ぶことになったんですが、そのお名前を出した方をきちっと呼んで裏を取ってやらないと、またその方を後で呼ぶと。結局いつまでたってもスムーズに早く終わらないということになりますので、私としては基本的にはいろんなところの事情を裏を取りながら、きちっと照合できる形で証人尋問をやるべきだと考えております。したがって、今回の証人尋問についてお三方を呼ぶことについては反対いたします。

以上です。

藤井本委員長 先ほど協議会を約2時間半、熱心にご協議をいただいて、お話をお聞かせいただきたいというような何人もおられる候補の方々の中から早く解決を目指してご協力いただこうということで、この3人の方を証人としてお願いするという形に協議会のほうで決めさせていただきました。そんな経緯の中で、今のように反対というご意見も出たところでございますけれども、ほかにございませんでしょうか。

川村委員。

川村委員 今、委員長がおっしゃっておられましたように、今回議員の方が初めてこういう証言に立っていただくと。吉村優子議員は長きにわたって議員をされておりますベテラン議員でいらっしゃいます。この場所が脇田の拡幅工事ということでありまして、議員というのは葛城市全市民のために働かせていただくということですが、エリア的に7か大字の中の1つの自分の地盤であるというふうに岡本議員のほうからも証言がございまして、吉村議員がこの中でいろんな交渉に当初から関わっておられたという経緯の中で、お二人によってこの拡幅工事が終了しております。この通帳からも27万円というお金が、たまたま選挙前であったと、そんなふうにごじつけてはいけませんけれども、平成29年7月25日に出金をされてます。7月25日の出金の前に話がいろいろと大詰めになっていって、これが完了している。議員

という立場でこの話にかんでいく、いろいろとこの話の交渉に至る経緯の中で、やはり私も1人の議員ですので、今完了している工事について何も知らない。岡本議員に全て任せてやってるんだけど、最終的に民民の話なので折り合いがつかなかった。折り合いがつかないから最後どうなったか知らんと、こんな話は私はあり得ないと思います。ですから、やはり議員としてちゃんとした経緯を一度お聞かせいただきたいというふうに思っております。我々も吉村議員がおかしな形で関わったとか、そういうような思いではなくて、ちゃんとした理由をもってこの工事が完了したと。その経緯の中で、なぜかそれまでその当時は到底知らなかった未処理金1億8,000万円の中から出金されているという事実がございます。この事実を基に、やはりこのことについてお聞かせいただくのは当然かなと思っております。

それから、新村区長さんですね、お二人。小走坦さん、この方も、呼びになっていただく当時の会計担当者、小走俊雄さん、非常に新村にご尽力をいただいた方々、お二人でございますが、小走俊雄さんも最終的には区長をされておられまして、やはり重責を担っていただいているわけです。新村区の中にこのお金が、1億8,000万円の未処理金が、当時から口座を開設されたこの意味合いというところはもちろん皆さんが知っておられるということを前提に、当時、一番最初に関わられた小走邦昭さんから次の区長さん、そして最終、小走俊雄さんまで公平に聞いて、その経緯を知るのは当然だと思っております。ですから、流れの中で新村区とこの未処理金が一体どのような関わりがあったのかということはお聞きしたいというところの要点として、私は呼んでいただきたい。もちろんいろんな思いで来ていただくと思いますが、44か大字の中で新村区になぜこのお金があったかということ、岡本議員が当時、新村の役員であったという経緯もあるかもしれませんし、なぜ新村区がお金を預からんといわれへんようになったかということも含めて、インターネット中継で全43か大字の市民の皆様には聞いていただいて、クリーンなところをしっかりと見せていただきたいというふうに思っておりますので、呼んでいただきたいと思っております。

藤井本委員長 ありがとうございます。ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 それでは、先ほど午後1時半から始めました協議会の中で議論を積み上げて、この3人の方に解決のためにご足労をいただくということを決めたところでございます。何に基づいてかということ、今までご証人としてご証言をいただいた、そこにお名前が出てきて、きちっと解決していく中で、ぜひともお伺いをして解決をしていこうということで、正直なところ、ほかにも名前があったわけですが、この証言に合った、それに基づくということで3人に決めさせていただいております。賛成の方がおられましたので、採決を今回させていただきたいと思っております。今申し上げるように、協議をした結果、この3人を決定させていただいております。3名の方を証人として出頭願うことに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

藤井本委員長 起立多数でございますので、協議会の中で決定をいたしました、今申し上げました吉村優子議員、小走坦氏、そして小走俊雄氏の3名を証人として出頭願うことに決定をいたし

ました。

次に、証人尋問の日時ですが、今月7月10日金曜日午前10時から委員会を開催し、出頭を求めたいと思いますが、出頭時間につきましては吉村優子氏は午前10時、小走坦氏は午前10時30分、小走俊雄氏は午前11時にさせていただきたいと思いますが、このことについてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。

よって、来る7月10日金曜日午前10時から委員会を開催し、出頭を求めることに決定いたしました。

なお、出頭日について、正当な理由があるときは変更もあり得るものとしたしますが、その際には、再度委員会を開催し、変更の議決を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、証人に証言を求める事項について協議に移ります。

証人に証言を求める事項については、証人出頭請求の記載事項の1つになっております。吉村優子氏については、脇田交差点拡幅工事の交渉への関与及び工事代金の支払いに関する事項について、その他本件に関連する一切の事項について。小走坦氏、小走俊雄氏については、新村区及び未処理金の預金口座の管理に関する事項について、その他本件に関連する一切の事項についてをそれぞれ証言を求める事項といたしたいと思いますが、このことについて何かご意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 それでは、ただいまご決定いただいた内容で証人出頭の請求をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

調査案件(1)証人喚問等については以上といたします。

次に、先ほど協議会の中で協議されました未処理金の預金口座の登録印についてでございます。先ほどの協議会の中で、印鑑についてお話が出てまいりました。新村区名義の通帳をまず作られたと。当初、新村区がふだん使っておられる印鑑で作られたわけですが、途中、改印届をされております。改印届をされて、その印鑑と別の印鑑を作られたということが判明しております。確認をいたしましたところ、新しく作られた印鑑は現在、岡本氏が保管されているということが確認をされておりますので、この印鑑について返還請求をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 それでは、既に通帳等も現在お預かりをさせていただいております。印鑑についても返還の請求をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(発言する者あり)

藤井本委員長 では、訂正をいたします。その印鑑について委員会のほうで保管をさせていただくとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の調査案件は以上であります。

谷原委員。

谷原委員 協議会でも最後にお話ししたことなんですけれども、今後の委員会の在り方として市民の方々もこの結末がどうなっていくのか、早く結論を出してほしいという声がたくさんあります。だけでも、調査としてこんな時間をかけたのはそれなりに一生懸命、我々も調査に取り組んできたわけなんですけれども、実はこれがほとんど協議会という形でなされて、委員会は証人尋問のときと、それから証人に呼ぶ方を決めるときだけ開かれるものですから、一体どういうふうな調査が行われているかというのがなかなか分かりにくい状態であったと。議事録もそういう形しか残っておりませんので、ぜひ今後、委員会においてはできるだけ委員会で調査の中身について、人の名前が出ないような工夫もしながら進めていっていただくことを委員長にお願いしたいと思います。

それからもう一つは、これは証人を呼ぶときのマナーだと思うんですけれども、私は先日、藤井本委員長が個人のニュースとしてこういうニュースを出された中で、百条調査委員会のことをこんなに取り組んでますよと。これは議員としてそういうことを発言され、発信されるのは自由だと思うんですが、その中に岡本議員の証人尋問について、公金だということをおく本証人が言ったと。そのことによって、あと市のほうがちゃんと調査しないということをもって調査が遅れてると。だから、証人の尋問を捉えてそれをあたかも避難するかのような、遅れの原因であるかのようなことを書かれておられました。しかし、証人尋問というのはちゃんとした証拠を我々がつかむ。そのために来ていただいて宣誓までしていただいて、それをある意味では1次資料としてそれを基に調査を進めていくものですから、そういうものですから、それを何かをもって利用するということは、私はあってはならないと思ってます。委員会の公平性を保って、市民の皆さんから公正な調査をしていると。政争の道具にはしてはいかんというふうな思いも私はあります。ですから、証人で呼ばれた方、これから議員の方も呼ばれることもあるでしょう。そのときに何らかの形で全戸配布する中でそういう形で証言を捉えて、それををもって避難するような在り方は改めていただきたいと思います。これは一言言わせてもらいます。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 この百条の調査委員会を設置するときに、私はどんなことを言われたか。言うた人は思い出してほしい。何もおとしめることをやったわけでもなしに、人をはめるようなことをやったわけでもなし、その百条委員会というのは相当配慮をしながら進めないかん。ですから、この協議会というのが働きを一番発揮したのがこの百条委員会やと思ってます。それがなかったら、委員会の今の証人を呼ぶことも、どういうことを聞くことも、ざっくばらんに名前も出さずというよりも、そういうふうな協議会で練りに練ったから委員会に諮れるわけやから、今、谷原委員がおっしゃったような、委員会で名前も伏せながら工夫してと言うけれども、それは十分工夫しながら進んでます。この協議会がきちっと運ばれなかったら、この百条委員会は進んでません。

それと、この長引いてるのは慎重に運んでるからです。本来は未処理金というか裏金というか、この金がたまった、何でそんな金ができたかなんていう原因を深く追求するということで調べてました。せやけども、僕はそれはたどり着かへんやろうというふうに思ってたけれども、そこの時間も相当食ってます。ですから、いろいろな方々にご迷惑をおかけして、証人に来ていただいた方には相当ご迷惑をおかけして、また宣誓までしていただいて、不慣れなことをやっていただいて、そして追求をしていると。こういうふうなことは本来、出てきていただける方に対しては本当にお気の毒というか、本当にご苦労さんでございませうというのはいつも思ってやっています。極力、本当に弁護士先生にも相談しながら、その方のことに対して不利になるようなおかしい質問はないかということで全部チェックしてもうてやってるわけですから、そういうことは委員会で何もかも言うてたら、そうでええんか分からんけれども、委員会だけではとてもやないけどここへはたどり着いてきてません。

それと、パンフレットにどんなことを書いてあったんか知らんけれども、それをこの委員会の場で言うんやったら、わしもこんなことを出されたということ、その議員さんがこんなことを書いたということを持ってきて言いますよ。出だしのことも。百条委員会を設置するときも全部言いますよ、こんなことを書かれたということ。こんな場で、そんな議員一人一人の活動をそんなこと言うもんと違うと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員がおっしゃったように協議会で、今日も実は午後1時半から2時間半ほど協議会をして議論をしてると。委員会はこれで約30分か40分で終わるわけですけども、協議会ではなく委員会にということで、議会のほうも十分に慎重に協議を長くしてるんだということで委員会でやったらどうだと、こういうご意見であったかと思えます。市民の関心も非常に高くなってるとし、また高くなってもらわなければ駄目やというふうに思えますので、私は市民に知っていただくという趣旨については採用させていただきたいなど、このように思っています。

裏腹にもう出たので私がお話しをさせてもらいますけど、私が出した市政報告の中に百条委員会のことも委員長であるがゆえに書かせていただきました。これも知っていただくということで書かせてもらったつもりです。言葉の受け止め方、それらにあるか分からないですけども、何も間違いは書いたつもりもございませんので、その辺のご理解もいただきたいし、やっぱり知ってもらって解決を急ぐという趣旨を私は持っておりますので、そういう趣旨をご理解賜りたいなというふうに思います。

谷原委員。

谷原委員 私は協議会をやるなということではないんです。だから、委員会をやったときに、例えば協議会でやった中身のことについて簡単にこういうことを話をして、こういう結果が出てくるというぐらいいは何かの形でまとめて言う必要もあるし、その際そこで意見を言い合うことも大事なと思うんです。でないと、今回の証人だって何で呼ぶかが分からずに、まず呼びますとなりますので、少なくともそういうふうに委員会の場で丁寧に市民の方に説明し、そこでの議論を聞いていただくのは大事ななど。協議会を否定してたらこんなできません

から、証人尋問は人の名前も出るわけですから、そういうことで言ってるわけじゃありません。

それから、私が藤井本議員に最初に言ってますように、政治家ですから意見を自由に表明したらいいんだけど、委員長なので、例えば証人尋問のことをそういう形でやられると、今後の調査に私はよくないと思います。だから、そういう点では注意していただきたいということをお願いしてるわけです。

以上です。

藤井本委員長 何遍も言いますが、趣旨はこの委員会でやってることを皆さんに知っていただくということなので、市民に知っていただくという市議会議員としての私なりの職務をさせていただいてるというふうに私は思ってるし、そのように理解してもらいたいというふうに思います。

ほかに。

西井副委員長。

西井副委員長 たまたまというか、議会基本条例設置のときに私が委員長として協議会について、一応公表しないと。そのときに公表してもらったほうがいいやないかという意見もありました。ただ、偶然こういう事態が起こることもないと思いつつ、百条委員会が起こるようなことになったら、何でもかんでも明らかにすることは皆さん方、住民の方々に聞きしてもらおうほうがええ。しかしながら、皆がいろんな情報をつかまれた中で、証人に来てもらう人に何を聞きますよというのがはっきり分かるようなことを調査するには不向きやろうという意見も私は言わせてもらった。そしたら、秘密会という方法があるがなという意見も出ました。しかしながら、逆に秘密会というような形の会合を何度も開いたら、市民から見たら何を隠そうとしてるんやと不信を問われる。そういうことのないように、協議会は一応公表する形の中でということで基本条例を決めさせてもらったという経緯でございます。だから、協議会は百条とか、また何かを調べるときには順番立ててするから、その報告の中でも会議の報告を精査しながら発表するときには、これを委員長に求めても、またもちろん各委員会の委員長に求めても、なかなかそれは整理の仕方というのは難しいと思います。これ、せやから、實際上、その辺の私自身も議会基本条例を設置するときに市民に大きく知ってもらいたいけども、やはりその条項においてはどうするべきかということのを慎重に考えた中で、市民に知らせる権利を若干妨害するところもあるけど、調べなんことが起これば辛抱してもらわねばならないということの中で基本条例で協議会という形にさせてもらったという経緯でございます。藤井本委員長に、その辺も板挟みで分かる部分は出すようにという中で、なかなか難しいと思いますが、その努力はしてもらった中で当委員会を進めてまいりたいという気持ちは副委員長も一緒でございます。ただ、情報を伝えることによって調査をしにくくすることは、一番本末転倒になるということだけ申し上げたいと思います。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 僕、委員長に要望として。今、一生懸命長いこと、僕もずっとこの委員会に入らせてもらって慎重に協議会も重ねて、委員会もしっかり頑張って、しっかり考えて、しっかり答えを

出そうと思って頑張ってます。それで、これは佳境に近づいてきていると思うんです。確かに、言わはるみたいに、途中が抜けたら分かりにくというのは分かるんですけども、最後の報告書を市民の皆さんにしっかりと伝わるように、皆さんの税金でこの委員会をやらせてもらっているので、そこをしっかりと力強く委員長の力というか考えでやっていただいたら、僕はいいかんと思うんです。これは結果をちゃんと皆さんに伝える方法をこれからは考えていくべきじゃないかなと思います。

以上です。

藤井本委員長 今、4人の方からご意見をいただきました。それぞれの熱心な思いであろうかと思えます。それは十分に受け止めさせてもらいながら、百条委員会でいうと非常に長く長期にわたっているというのとも言えます。また中間報告もしておりませんので、市民の方に大変ご迷惑を、遅いということでご指摘もいただいているところです。今あったように、なるべく早い時期に終結させる、その前にこの委員会での報告書をきちっと作成するというもお約束をさせていただきます。今のご意見をいただきながら、早くそこへ到達するように私なりに進めてまいりますので、この委員会の進め方についてはお任せをいただきますようお願いしておきたいと思えます。

藤井本委員長 それでは、ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

増田議員。

(増田議員の発言あり)

藤井本委員長 松林議員。

(松林議員の発言あり)

藤井本委員長 それでは、今日、午後1時半から今も話に出ておりました協議会をやって、そしてこの委員会をさせていただきました。午後1時半からちょうど午後5時でございます。熱心にご協議をいただきましたことについては、本当に委員長として皆さん方に感謝申し上げたいなというふうに思えます。そして、来週10日ですけれども、10日に3人の方をこの解決のために証人としてご協力をいただくことも決定をさせていただきました。これはインターネット中継されておりますので、どうぞ3名の方にも私のほうからもよろしくお願ひしたいというふうに思えます。

そして、市民の方に1つメッセージを送りたいと思えます。今、早くちゃんとした報告書ができるようにということで、各委員からも出たわけでございます。そのために委員一堂、いろんな議論を交わしながら報告書を作成してまいりますので、そのことも市民の皆様方に訴えたいと思えます。

それでは委員会をこれで終わります。本当にご苦労さまでございました。

閉 会 午後4時59分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

旧町時代における未処理金調査特別委員会委員長

藤井本 浩